

## 豊橋市「地域生活」バス・タクシー

### ネーミングライツパートナー募集要項

#### 1. 目的

本市では、「地域生活」バス・タクシー（以下、「コミュニティバス」という。）の持続可能な運行を図ることを目的として、コミュニティバスの名称に企業名等を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

#### 2. 対象のコミュニティバス

地区名	東部地区	北部地区	前芝地区	川北地区	
コミュニティバス名称	東部東山線 やまびこ号 	柿の里バス 	しおかぜバス 	かわきたバス スマイル号 	
運行開始日	平成 20 年 7 月	平成 22 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 28 年 1 月	
運行事業者	東海交通	豊鉄タクシー	東海交通		
運行概要	車両及び運行態様	ジャンボタクシーによる路線定期型運行			
	運行区間	ヤマナカ二川店⇨運動公園	豊橋医療センター⇨石巻中山	梅藪⇨西駅前	下地・津田校区⇨豊橋駅前⇨大村校区
	運行日	年末年始、お盆除く全平日	年末年始、お盆除く全平日	年末年始、お盆除く全平日+豊橋まつり開催日	年末年始、お盆除く全平日
	運行台数	1 台	2 台	1 台	1 台
	運行本数	8 時台～17 時台に 5.5 往復(11 便)	7 時台～17 時台に 12 往復(24 便)	7 時台～18 時台に 6 往復(12 便)	8 時台～16 時台に 4.5 往復(合計 9 便)
	バス停数	28	56	31	29
令和 5 年度年間利用者数	6,831 人	3,982 人	7,763 人	4,711 人	

### 3. 募集概要

#### (1) 実施内容

コミュニティバス名称に企業名等を付記し、以下の方法でPRを行うことができる。

- ・コミュニティバスの車両後方窓枠3面に企業名等入りのシート等を貼付
- ・コミュニティバスの停留所に企業名等入りのステッカーを貼付
- ・沿線住民等に配布するコミュニティバスのパンフレットに企業名等を掲載
- ・豊橋市ホームページや豊橋市公共交通マップなどに企業名等を掲載

(ホームページ URL : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/61887.htm>)

※シート、ステッカーの材質及び設置場所等並びに各種媒体の愛称掲載場所については、本市、交通事業者等の関係機関と協議したうえで決定します。

参考：愛称掲載箇所イメージ



#### (2) 希望金額 ※消費税及び地方消費税を含む

- ・東部地区 200千円以上/年(5年間合計1,000千円以上)
- ・北部地区 400千円以上/年(5年間合計2,000千円以上)
- ・前芝地区 200千円以上/年(5年間合計1,000千円以上)
- ・川北地区 200千円以上/年(5年間合計1,000千円以上)
- ・事業者が市へ支払うネーミングライツ料は、分割(1年毎)で支払うものとします。  
※ネーミングライツ料は、提案いただいた金額のほか、初年度に限り、各地区のコミュニティバスパンフレット更新費用を実績に応じて追加した価格となります。

参考：パンフレット更新費用(実績)

東部地区69,000円(3,000部) 北部地区98,000円(10,000部)  
前芝地区46,800円(2,000部) 川北地区88,000円(5,200部)

(3) 契約期間

- ・ 5年間（令和7年10月1日～令和12年9月30日まで）

(4) 愛称に係る条件

- ・ 「○○○+コミュニティバス名称」とします。  
○○○部分に愛称として企業名又は商品名、ブランド名などを付与することができ、対象のコミュニティバス等に標示することができます。但し、コミュニティバス名称は必ず使用するものとします。
- ・ 豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準を遵守するものとします。
- ・ 愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用できません。
- ・ 契約締結後の愛称変更は、原則できません。

(5) 標示に係る条件

- ・ 企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。
- ・ 対象コミュニティバス等の形状や状況等を踏まえて協議により決定します。
- ・ 企業ロゴやマークについては、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・ 契約締結後の愛称変更は原則できませんが、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ・ 当該対象コミュニティバス等の管理に支障をきたさない愛称とします。なお、業務上やむを得ない事由が生じた場合、標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。
- ・ 提案いただいた愛称標示のデザインの詳細については、「6. 審査方法・審査基準」に定める審査委員会において決定します。また、必要に応じて、デザインの再提案を求めますが、提案金額の変更は行いません。

(6) 愛称標示に係る費用負担（ネーミングライツ料とは別に発生する費用）

○ネーミングライツパートナーの負担

- ・ ネーミングライツ事業に伴いコミュニティバス車体、バス停に貼付するシート等の作成、施工に係る費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

○市の負担

- ・ ネーミングライツパートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物（豊橋市全体の公共交通マップなど）や市ホームページ等におけるコミュニティバスの標示の変更については、市の負担とします。

(7) 愛称使用開始時期

- ・ 令和7年10月1日（予定）

(8) 愛称の普及周知

- ・ 市は、広報紙や市ホームページ等にて愛称の市民周知に努めます。

#### 4. 応募資格

応募資格を有する者は法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ① 公序良俗に反する事業を行う団体
- ② 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- ④ 豊橋市広告掲載基準第2条に規定する業種又は事業者
- ⑤ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

#### 5. 応募手続き

##### (1) 応募受付期間

- ・令和7年4月1日(火)から令和7年5月30日(金)まで
- ※郵送の場合は期限内必着、持参の場合は上記期間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までの間に下記の申込先まで

##### (2) 応募方法

- ・以下の必要書類について、それぞれ正本1部及び副本1部(正本は原本、副本は複写可)を書面で提出してください。

##### 【必要書類】

- ・豊橋市ネーミングライツ応募申請書【様式1】
- ・地域活動、社会貢献等に関する取組提案書【様式2】
- ・誓約書【様式3】
- ・役員等名簿【様式4】
- ・登記事項証明書(商業登記簿謄本など)
- ・団体の概要のわかるもの及び直近3か年の決算報告(任意様式)
- ・直近の国税、都道府県税及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・愛称標示のデザイン(任意様式)

##### 【留意事項】

- ・市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ・応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めません。
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。
- ・本市が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。
- ・申請に関する費用は、すべて提出者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出書類については、市は優先交渉権者の選定についてのみ使用することとしますが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合は内容を公表します。

また、豊橋市情報公開条例（平成8年条例第2号）に基づき、開示することがあります。

※なお、本件における優先交渉権者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の公開とします。

### （3）質問及び回答

#### ① 質問の資格者

・本募集要項中の「4. 応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

#### ② 質問の方法

・「質問書」（様式4）により質問の要旨を簡潔にまとめ、持参するかメールにて下記の問い合わせ先に送付してください。なお、書面以外での質問は受け付けません。

#### ③ 受付期間

・令和7年4月1日（火）から令和7年5月16日（金）まで

※持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時00分から午後5時15分までの間に下記の問い合わせ先まで

#### ④ 回答

・令和7年5月23日（金）までに市ホームページにて回答を掲載します。また、回答書は、本募集要項と同等の効力を有するものとします。

なお、やむを得ない事情により回答が遅れる場合はその旨を通知します。

## 6. 審査方法・審査基準

豊橋市「地域生活」バス・タクシーネーミングライツ審査委員会において、対象コミュニティバスごとに金額、愛称案等を総合的に判断して優先交渉権者を決定します。

なお、応募が1者であっても、審査委員会において市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするか決定します。

※審査基準については、別添「「地域生活」バス・タクシーネーミングライツパートナー審査基準」参照

## 7. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツパートナーについては豊橋市のホームページ等を通じて公表します。

## 8. 申込先・問い合わせ先

担当：豊橋市都市計画部都市交通課（担当：中村・柴田）

住所：〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

電話：0532-51-2620（直通）

E-mail：toshikotsu@city.toyohashi.lg.jp